



非課税で賢く資産形成

ひびしんで

NISA

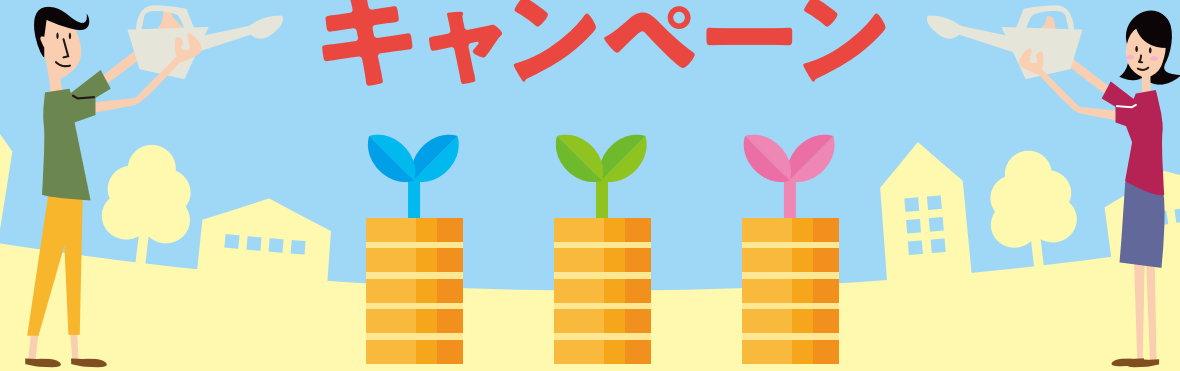
少額投資非課税制度

つみたて NISA ジュニア NISA

少額投資非課税制度

未成年者少額投資非課税制度

キャンペーン



キャンペーン期間 2020年4月1日(水)~2021年3月31日(水)



期間中、少額投資非課税制度(NISA・つみたてNISA)または未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の

口座開設お申込みのお客さまに

プレゼント!

もれなく
もらえる♪

1,000円分のクオカード進呈

※当金庫にNISA口座またはジュニアNISA口座開設をお申込みいただいた時にお渡しいたします。

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象年齢	20歳~(※1)		0歳~19歳
年間非課税投資枠	120万円(※2) (5年で最大600万円)	40万円 (20年で最大800万円)	80万円 (5年で最大400万円)
非課税期間	最長5年間 ロールオーバー可能(※3)	最長20年間 ロールオーバー不可(※3)	最長5年間 ロールオーバー可能(※3)
投資可能期間	2014年~2023年	2018年~2037年	2016年~2023年(※4)
投資対象商品	当金庫で取り扱う 公募株式投資信託	当金庫で取り扱う 一定の公募株式投資信託	当金庫で取り扱う 公募株式投資信託
運用口座の管理	本人		法定代理人等
払出し制限	なし		18歳までは払出し制限あり

※1 一般NISAとつみたてNISAはどちらか一方を選択して利用可能です。 ※2 2015年までは年間非課税投資枠は100万円です。 ※3 ロールオーバーとは、非課税期間終了後も、翌年の非課税投資枠を利用して同じ商品を継続保有することです。 ※4 2023年12月末以降、当初の非課税期間(5年間)の満了を迎えても、一定の金額までは20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。

2020年4月1日現在



携帯・スマートフォンの方はQRコードを!
情報満載、ホームページをご覧ください。

ひびしん
<http://www.fukuokahibiki.co.jp/>



あなたと共に、ハーモニー・バンク
福岡ひびき信用金庫

0120-114-156
くわしくは最寄りのくびしん各店へ!

2020.04 [No.855]

一般NISA・つみたてNISAに共通するご留意事項

- NISA口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（金融機関）しか開設できません。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできません。
- 当金庫のNISA口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られます。また、当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用して購入等することはできません。また、設定する勘定の種類を変更する場合は、所定の切り替え手続きが必要であり、年内にいずれかの勘定を利用して購入等した場合は、同一年中は勘定を変更できません。
- NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができません。また、当該損失の繰越控除もできません。
- NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となります。
- 購入時手数料を除き、一般NISAは年間120万円が、つみたてNISAは年間40万円が非課税投資枠の上限として設定されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資することができる場合には、再投資する年の非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座で保有している株式投資信託を一度換金するとその非課税投資枠の再利用はできません。（短期間に売買等を行う投資手法はNISA制度を十分に利用できないこともあります。）
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、一般NISAおよびつみたてNISAにおいては制度上のメリットを享受することはできません。

つみたてNISAのご留意事項

- つみたてNISAで購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託のうち一定の要件を満たすものに限られます。
- つみたてNISAでは、非課税累積投資契約に基づいて定期かつ継続的な方法により対象商品が購入されます。
- つみたてNISAは、一般NISAと異なり、非課税期間終了後、ロールオーバー（非課税保有期間の延長）ができません。
- つみたてNISAでは、購入した株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- つみたてNISA用の勘定を設定している場合には、初めてつみたてNISA用の勘定が設けられた日から10年を経過した日（10年後以降は5年経過した日ごとの日）におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、つみたてNISA用の勘定に新たに株式投資信託を受け入れることができなくなります。

ジュニアNISAのご留意事項

- ジュニアNISA口座は一人一口座（金融機関）しか開設できません。また、ジュニアNISAではNISAと異なり、金融機関等の変更もできません（口座廃止後の再開は除きます。）。なお、当金庫のジュニアNISA口座においてご購入いただける金融商品は、当金庫で取り扱う公募株式投資信託（以下、「投資信託」といいます。）のみとなります。
- ジュニアNISA口座での損失は税務上ないものとされます。特定口座や一般口座で保有する投資信託等の配当所得および譲渡所得等と損益通算できません。また、損失の繰越控除もできません。
- 非課税投資枠は年間80万円であり、一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。そのため、短期間での売買（乗換え）ではジュニアNISAを十分に利用できないこともあります。
- 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、ジュニアNISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税ですので、ジュニアNISAでは制度上のメリットを享受できません。また、払出し制限が課されているため、分配金をジュニアNISAの枠外で受け取ることができません。分配金再投資を行う場合、年間投資枠が費消されることとなります。
- ジュニアNISA口座の運用管理者は、原則として口座開設者本人の法定代理人等の方（あらかじめ当金庫にお届出いただいている方1名）となります。
- ジュニアNISA口座で運用する資金は、口座開設者本人に帰属する資金（贈与済みの資金等）に限ります。口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税および贈与税等の課税上の問題が生じるおそれがあります。
- 口座開設者本人がその年の3月31日において18歳である年（4月1日に18歳になる場合を含みます。）の前年12月31日（例：高校3年生の12月31日）までは、原則としてジュニアNISAの口座からの払出しはできません。契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、災害等やむを得ない場合を除き、過去に非課税とされた分配金等や譲渡益について、払出し時に課税されます。
- ジュニアNISA口座内の資産は口座開設者本人に帰属することから、払出しは口座開設者本人または口座開設者本人の法定代理人に限り、行うことができます。

投資信託のご留意事項

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。

- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境により変動します。したがって、元本保証および利回り保証はありません。
- 投資された資産の減少を含むリスクにつきましては、購入者であるお客さまがご負担されることとなります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.30%の購入時手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.09%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。また、その他の費用として、監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご確認ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫はご購入・ご換金のお申込の取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は、各運用会社が行います。
- 投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、ご換金可能な日時が制限されているものがあります。ご購入・ご換金の際の手数料、運用管理費用（信託報酬）および信託財産留保額などの諸費用についてご確認ください。
- 本資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は当金庫の投資信託取扱窓口にて用意しております。